

# 経済安保版 秘密保護法案に反対を！

2024年2月  
秘密保護法対策弁護団

岸田政権は、**本年の通常国会**に、セキュリティ・クリアランス制度の導入などを盛り込んだ「**重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案**」を提出しました。

これは、特定秘密保護法自体の改正ではありませんが、特定秘密保護法の特定秘密の対象となっていた4分野（外交、防衛、テロ、スパイ活動）に加えて、更に**経済情報についても秘密とすることで秘密保護法制を拡大し、市民の知る権利の制限を拡大しようとする「経済安保版秘密保護法案」**です。

私たち秘密保護法対策弁護団は、特定秘密保護法について、秘密指定が恣意的に拡大するおそれがあること、公務員だけでなくジャーナリストや市民も独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰されること、最高刑は懲役10年の厳罰であること、政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていないこと、適性評価によるプライバシー侵害のおそれが高いこと、政府から独立した「第三者機関」も存在しないことなど、ツワネ原則（国家安全保障と情報への権利に関する国際原則）にことごとく反していて根本的な欠陥があると考え、廃止もしくは抜本的改正を求めてきました。

国連自由権規約委員会も、第六回(2014年)・第七回(2022年)の審査で、日本政府に勧告をし続けています。

私たちは、**知る権利、言論・表現の自由、報道の自由、プライバシー権、ひいては民主主義を危うくする秘密保護法制強化の今回の動きに強く反対**します。

## 【法案の概要】

- ① 重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「**重要経済安保情報**」として**秘密指定**する。
- ② 当該情報にアクセスする必要がある者（政府職員と民間人）に対して**政府による調査を実施し、信頼性を確認してアクセス権を付与**する（セキュリティ・クリアランス（信頼性評価）＝適性評価）。
- ③ 刑事罰として、漏洩すると安全保障に「著しい支障」を与える恐れのある経済分野の情報を機密性の特に高い「**特定秘密**」として、**漏洩した場合には、既存の特定秘密保護法を適用（10年以下の拘禁刑）**する。一方、本法案では安全保障に「支障」を与える情報を「**重要経済安保情報**」に指定し、漏えいや取得行為について**5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑**などを科す。**共謀、教唆、煽動段階でも処罰**する。



「セキュリティ・クリアランス」という新しい言葉を使っているけれど、結局、特定秘密保護法上の、①特定秘密の指定、②プライバシー侵害のおそれが指摘されている適性評価制度、③重い罰則と、**完全に同じ構図**だね！

## 【法案の問題点について】

### 第1 定義が不明確で、政府が自由に解釈して秘密指定できます。

本法案は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「重要経済安保情報」として指定するとしています。

しかし、その範囲が不明確で、恣意的に拡大されていく可能性があります。「秘密」が無制限に拡大されていく可能性が高く、歯止めがありません。

### 第2 「重要経済安保情報」の漏えいや取得行為について5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑などを科します。共謀、教唆、煽動段階でも処罰します。

重要経済安保情報を取得する行為についても上記のように重い刑罰を設けている上、漏えい又は取得行為について共謀・教唆・煽動した者も処罰対象としています。

冤罪の温床になる危険があります。ジャーナリストや市民が情報を取得しようとする場合に萎縮効果が生じ、知る権利を害します。



### 第3 特定秘密保護法の拡大であることが明確になりました。

まず、本法案自体が、特定秘密保護法の改正を記載しているわけではありません。

しかし、報道によれば、政府は、漏えいによって安全保障に「著しい支障」がある経済安保情報は「特定秘密」が適用でき、特定秘密保護法による10年以下の拘禁刑などが適用されるとしています。

他方で、安全保障に「支障」があるものを、本法案が「重要経済安保情報」として、漏えいや取得行為について5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金刑を定めているという形をとっています(法案22条)。

つまり、特定秘密保護法の特定秘密について、法改正ではなく、運用で、経済情報分野について拡大するというのです。

### 第4 広範な民間人について、秘密に接触できる者と接触できない者に分けるために、家族も含めて、身辺調査（セキュリティ・クリアランス＝適性評価）を行います。

特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象でしたが、本法案ではサプライチェーンや基幹インフラに關与する多数の民間事業者、先端的・重要なデュアルユース技術の研究開発に關与する大学・研究機関・民間事業者の研究者・技術者・実務担当者など、広範な民間人が適性評価の対象となることが想定されています。

特定秘密保護法の適性評価と同様、活動歴、信用情報、精神疾患など高度なプライバシー情報まで取得し、しかも、本人だけでなく、その家族や同居人についても調査の対象となります。

適性評価を受けるに際しては本人の同意を得ることとされていますが、調査を拒めば、結局、企業等が取り組む研究開発や情報保全の部署などからは外される可能性が高いと言わざるを得ません。

### 第5 両議院の情報監視審査会や、国会への報告制度も適用されないこととされています。

秘密指定や適性評価が適正なされているかをチェックするための政府から独立した第三者機関も必要不可欠ですが、本法案にはそれも盛り込まれていません。

それどころか、特定秘密保護法における特定秘密について定められていた、両議院の情報監視審査会や、国会への報告制度さえありません。



## 【Q&A コーナー】

### Q 1 秘密はどれくらい拡大することになるのでしょうか？

特定秘密保護法では、特定秘密の対象は4分野（外交、防衛、テロ、スパイ活動）という限定があったはずでした。しかし、先述のとおり、報道によれば、政府は、漏えいによって安全保障に「著しい支障」がある経済安保情報は「特定秘密」が適用できるとしており、法改正ではなく運用で特定秘密を拡大させるという禁じ手を使おうとしています。

しかも、本法案は、**安全保障に「支障」というレベルで、「重要経済安保情報」に指定**します。その範囲が非常に広がることは間違いありません。



### Q 2 経済安保情報を秘密にすることの弊害はどのようなことですか？

経済分野や研究開発分野など、広範な分野が秘密指定されます。これにより、政府に都合の悪い情報も隠蔽され、市民の知る権利が侵害され、民主主義の前提となる情報が得られないこととなります。**民主主義を歪めることにつながります。**

また、日本経済の国家統制が強化され、軍産学共同の軍事国家化が進むことになり、**産業の自由な発展が阻害**されるという問題もあります。科学者・技術者の軍事動員や、大学・研究機関の国家統制による創造的研究の衰退のおそれもあります。

### Q 3 対象となる情報は民間企業の保有する情報ではなく国の保有する情報だと政府は説明していますが、それでも問題あるのですか？

政府は、秘密指定の対象となるのは、政府が保有している情報であり、政府が保有するに至っていない情報を政府が一方的に秘密指定することは想定されないとしています。

しかし、有識者会議では、「**政府が民間事業者等から提供を受けて保有するに至った政府保有情報の取扱いについては、秘密指定すること自体が妨げられるものではない**」としており、「民間企業から政府に共有されて、なんらか付加価値がついたような場合には、対象となり得る。」といった考えも示されています。

そもそも、規制制度関連情報（審査等に係る検討・分析に関する情報）や、調査・分析・研究開発関連情報（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）などは、民間企業から政府に提供されることが前提となっており、提供され、政府が「保有」するに至ったら秘密指定の対象になり得るのです。政府の「保有」ということで絞りがかけられるとは言えないのです。

### Q 4 民間企業で働く、多くの労働者が資格審査の対象になることによって、どのような人権問題が起きますか？

特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象でしたが、本法案では広範な民間人が対象となることが想定されています。元から国家機密を扱うことが想定されている政府機関に就職した場合と異なり、**中小企業も含め、一般の民間企業で働いていた、国家機密と縁のないはずであった人たちが突如、適性評価の対象とされる**のです。

**本人だけでなく、その家族や同居人についても調査の対象**となるため、そのプライバシー侵害はより深刻です。

また、本法案の評価のための調査については、ほぼ一元的に内閣総理大臣が実施する仕組みとされたのが特徴です。適性評価の対象とされる数十万人にも及ぶとされる多くの労働者について、内閣総理大臣のもとに設けられた機関が、評価対象者の家族、同居人の氏名、生年月日、国籍、住所、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項、信用状態その他の経済的な状況に関する事項について調査を行うこととされています（法案12条）。**内閣総理大臣のもとに設けられる新たな情報機関に、適性評価対象者**

の膨大な個人情報<sup>①</sup>が蓄積されることとなります。これにより監視社会化を引き起こし、表現の自由に対する萎縮効果をもたらす可能性があります。

### Q5 米国をはじめ、世界的に見ればセキュリティ・クリアランス制度があるのは当然で、この法案は必要だという意見を見かけましたが、そうではないのですか？

まず、国際的なスタンダードと言うのであれば、「**国家安全保障と情報への権利に関する国際原則**」(ツフネ原則)をきちんと踏まえるべきでしょう。

ツフネ原則では、秘密指定してはならない情報が列挙され、市民が秘密指定を解除するための手続の法定、秘密指定等に対する政府から独立した監視機関、内部告発者保護、公務員以外の者の刑事訴追の制限など、重要な制度的保障が記載されています。

例えば、米国の場合は、大統領令で秘密指定の要件、違法秘密の指定禁止を明確に定めています。秘密指定の要件については、軍事情報や外国政府情報など一定の類型に該たる情報であること、開示により生じる国家安全保障上の損害が具体的に特定等されること、指定の際に機密解除を行う日又は条件が定められること等が明記されています。法令の違反、政府の過誤の秘匿、競争を制限する等の目的で秘密指定することはできないことも明記されています。

さらに、米国では複数の秘密指定解除の仕組みがあり、例えば、2015年の自動秘密指定解除は約3600万頁、体系的秘密解除審査による指定解除は約70万頁、裁量的秘密指定解除審査による指定解除は約3万頁など、多くの国家機密の指定を解除させてきました。秘密保全監察局の職員にはノーリターンルールが適用されています。

秘密大国とも言える米国でさえ、上記のように制度的保障の努力があるのです。

他方で、日本は、**国連自由権規約委員会**の第六回(2014年)・第七回(2022年)の審査で、**特定秘密保護法**について、①**特定秘密の対象となる情報カテゴリーを明確にすること**、②**国家の安全という抽象的な概念により表現の自由を制約するのではなく自由権規約19条3項に則った制約となるようにすること**、③**公共の利益に関する情報を流布することにより個人が処罰されないことを保障すること**という、**勧告**を受けています。

日本は実効的な秘密指定解除の仕組みも欠いており、秘密は膨れ上がる一方です。**国連自由権規約委員会**から**勧告**を受け続けているような問題のある**特定秘密保護法**の法制度を、さらに**経済情報**にまで広く拡大させようというのが、**本法案**なのです。

### Q6 この法案の真の狙いは何でしょうか？

日本経済の**国家統制**を強化し、**軍産学共同**の**軍事国家化**を進め、**経済分野**でも「**戦争ができる国作り**」を進めるといことでしょう。戦争準備のための法案と言えます。

「**経済安全保障**」という分野を広く秘密のバールで覆い、一般市民は前提となる情報が得られず、**経済安全保障**について物を言えなくするということです。**政府**や、**政府**からお墨付きを得た「**専門家**」の言う**安全保障**に関する判断について、**検証**もできない**社会**になってしまいます。



#### 【まとめ】

この法案の本質は「**経済安保版 秘密保護法案**」に他なりません。  
反対の声を国会に届けましょう！

#### 【お問い合わせ先】

秘密保護法対策弁護団事務局長 海渡双葉 (横浜合同法律事務所 045-651-2431)